

『Go To ツーリングプラン 道央道・札幌道コース』利用約款

2020年9月11日制定

(通則)

第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する「Go To ツーリングプラン 道央道・札幌道コース」(以下「本プラン」といいます。)について適用します。

(定義)

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一. ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二. ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「6会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三. ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条及び第4条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四. セットアップ ETCシステム利用規程第3条及び第4条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。
- 五. 給付対象商品 サービス産業消費喚起事業(Go To ツーリング事業)旅行会社・OTA等旅行事業者・宿泊事業者向け取扱要領(以下、「取扱要領」といいます。))で定める宿泊商品、宿泊を伴う旅行商品及び日帰り旅行商品をいいます。
- 六. 宿泊施設等給付対象商品により利用する宿泊施設等をいいます。
- 七. 給付額給付対象商品の代金の2分の1の金額をいいます。
- 八. 割引額給付額の10分の7の額の金額をいいます。ただし、算定結果の1円未満は切り捨てします。
- 九. 地域共通クーポン給付対象商品又は本プランに付随して配布される土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで利用できる共通クーポンをいいます。
- 十. 地域共通クーポン額 給付額の10分の3の金額をいいます。ただし、算定結果の100円の位を四捨五入し、1,000円単位とします。
- 十一. 宿泊クーポンコード 旅行者の給付対象商品に対する割引額を識別するための英数字をいいます。

(本約款以外の適用)

第3条 本約款に定める条項のほか、Go To ツーリング事務局または別表1に定める旅行事業者等が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

(対象車種)

第4条 本プランETC無線通信により通行が可能な道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条における小型自動車のうち二輪自動車又は軽自動車のうち二輪自動車(いずれも側車付二輪自動車を含む。以下「二輪車」といいます。)を対象とします。

(申込期間等)

第5条 本プランの申込期間は、2020年9月11日から2020年10月31日までとします。なお、Go To ツーリング事務局が定める給付枠を超過する場合には、予告なく申込受付を終了または停止します。

2. 実施期間は、2020年9月18日から2020年10月31日までとします。その間のうち申込時に登録を行う利用開始日から別表2に定める利用日数(利用開始日の0時から最終日の24時まで。)を利用可能期間とします。
3. 利用可能期間以外の日に通じた場合は、通常料金(時間帯割引が適用される場合、時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金。以下同じです。)をお支払いいただきます。

4. 各通行に係る通行日の判定は、入口インターチェンジ又は出口インターチェンジの通過日時をもって行います。ただし、次の各号に該当する通行は、それぞれ各号のとおりとします。
- 一 均一料金区間(道央自動車道/札幌南 IC～札幌 JCT、札幌自動車道/札幌西 IC～札幌 JCT、以下同じ)を通行する場合は、入口料金所の通過によるものとします。
 - 二 札幌自動車道(札幌西 IC～小樽 IC)において、小樽 IC を入口として通行する場合は、朝里本線料金所を入口料金所とします。また、小樽 IC を出口として通行する場合は、朝里本線料金所を出口料金所とします。ただし、朝里 IC と小樽 IC 間を通行する場合は、朝里料金所の通過によるものとします。また、入口料金所のない札幌西 IC から通行する場合は、出口料金所の通過によるものとします。

(申込方法等)

第6条 本プランの申し込みには、別表1に定める旅行事業者等が取り扱う宿泊施設等の申し込み又は予約(以下「宿泊予約」という。)が必要となります。

2. 本プランの利用開始日から利用終了日までの一部又は全ての日が、宿泊施設等のチェックイン日からチェックアウト日までの日と重複している場合に限り、本プランの申し込みが可能となります。なお、申し込みの際には、利用開始日、申込者氏名、メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号、ETCカードの有効期限、二輪車のナンバープレート情報、宿泊クーポンコード、宿泊施設等が所在する都道府県、宿泊施設等のチェックイン日及びチェックアウト日の申し出が必要となり、これらの事項が正しく入力されていない場合、本プランの申し込みは無効となります。

2の2. 宿泊予約を行った者の同行宿泊者も本プランの申し込みを行うことができます。なお、複数の本プラン申込者が同一の宿泊クーポンコードを入力する場合、申し込みの利用開始日及びプラン名についても同一の内容を入力していなければ本プランの申し込みは無効となります。

3. 本プランの申し込みは、本約款に定める事項に承諾のうえ、当社インターネットホームページから本プランの利用開始までに行ってください。
4. 当社は、登録の受付が完了したことを確認した時には、登録内容を確認したことを知らせるインターネットメールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって登録内容を有効とします。
5. 本プランと同時に適用要件を満たす他の商品(当社以外の有料道路事業者が取り扱うものや、Go To トラベルキャンペーン高速道路周遊パスの他のコースを含みます。)の申込はできません。同一期間の申込をした場合は、第15条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しない商品が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
6. ETCカードの利用の可否はクレジットカード会社及び六会社の取り扱いによるため、この約款に基づく本プランの受付は、登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。
7. 当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランに申し込ただけません。

(登録内容の変更)

第7条 本プランの申込が完了した後は、登録内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第15条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づき申込を行ってください。

(利用可能な区間)

第8条 本プランの対象となる通行は、本プランの利用可能期間内において、周遊エリア(別表3 に定める区間名内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。)内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行(回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。)とします。

2. 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア以外のいずれかのインターチェンジで流出する通行、又は、周遊エリア以外のいずれかインターチェンジから流入し、周遊エリア

内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなし、たとえば、当該端末インターチェンジと流出又は流入を行った周遊エリア以外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア以外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

（本プランの開始及び終了）

第9条 本プランは、前条に規定する最初の周遊通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、第5条第2項に規定する利用可能期間に流入した走行の満了した時点をもって利用を終了したものといたします。

（高速定額利用の利用方法）

第10条 本プランの対象となる通行を行う場合は、登録した車種に属する車両で通行してください。

2. 料金所を通過するときは、登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。
3. 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。
4. 出口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

（料金及び請求）

第11条 本プランの料金は、別表2に定めるとおりです。

2. 当社は、申込者が宿泊予約を経て、本プランへ申し込んだことを確認した場合、給付対象商品とみなし、本プランの料金として、別表2に定めるお支払い実額を請求します。第6条第2の2項に該当し、無効とならない申し込みであることを確認した場合についても同様とします。
3. 旅行代金割引額は利用者に対して支給されますが、当社およびGo To トラベル事務局は、給付金をお客さまに代わって受領（代理受領）致しますので、お客さまは、旅行代金に対する旅行代金割引額を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただくことになります。
4. 2項に定める料金の請求後、宿泊施設等の利用が確認できない場合は、給付対象商品によらない走行とみなし、別表2に記載の本プランの料金を適用するものとし、別表2に定めるお支払い実額との差額を請求します。
5. 当社は、本プランの対象となる通行全体に対して本プランの料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC 車載器等の料金表示等は通常料金となります。
6. 「ETC利用照会サービス」又はETCマイレージサービスの還元額明細に表示される本プランの対象となる各通行の走行明細は確定時に次のとおりとなります。
 - ① 登録した利用期間における周遊エリアのIC間の最初の通行は入口IC名が「企画割引」となり、通常の料金が本プランの料金となります。
 - ② 登録した利用期間における周遊エリアのIC間の2回目以降の通行は消去されます。
7. 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社又はETCカード事務局（ETC パーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利

用の料金の明細が表示されます。

8. ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。
別紙（未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例）

（他の割引との適用関係）

第12条 本プランに、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

2. ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、お支払い実額に応じて付与されます。ただし、第11条第2項に該当しない場合は、別表2の額に応じて付与します。
3. 申込時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。
4. ETCマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

第13条 各通行が次の各号の一に該当するときは高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

- 一 登録したETCカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき。
- 二 登録した車種以外の車種で利用になったとき。
- 三 利用可能期間以外の日に入口インターチェンジを流入及び出口インターチェンジを流出したとき。
- 四 利用可能期間に入口インターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日まで出口インターチェンジを流出しなかったとき。
- 五 周遊通行以外の通行を行ったとき。
- 六 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行。
2. 各通行が次の各号の一に該当する場合は、高速定額利用の申込を無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。
 - 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたETC車載器が取り付けられていない車両で通行したとき。
 - 二 登録した1枚のETCカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき。
3. 本プランの申込が次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用の申込を無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。
 - 一 本プランの利用時に有効なETCカードを登録していること。
 - 二 申込事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
 - 三 申込時に登録したETCカードの名義が本プランの申込者と同一であること。

（地域共通クーポンの取扱い）

第14条 本プランの申込者は、次の各号の一に該当する場合、宿泊施設等において地域共通クーポンの発行を受けることが出来るものとします。なお、地域共通クーポンの発行を受けていない場合であっても、第11条第2項及び第4項は適用されるものとします。

- 一 給付対象商品又は本プランにかかる地域共通クーポンの発行枚数を証した書面または第6条第4項のインターネットメールを印刷した書面に高速道路の休憩施設（サービスエリア又はパーキ

- 二 ングエリア)に設置するハイウェイ・スタンプを押印し、当該書面を宿泊施設等で提示した場合
 - 二 高速道路の利用証明書(領収書)を宿泊施設等で提示した場合
 - 三 その他本プランの利用が明白だと認められる場合
2. 地域共通クーポンの発券後、以下のいずれかに該当する場合は、地域共通クーポンを回収します。
なお、すでに地域共通クーポンを使用している場合は、その料金を請求します。
- 一 本プランを利用せずに、地域共通クーポンの発券を受けたことが判明した場合
 - 二 虚偽の申請により、地域共通クーポンの発券を受けたことが判明した場合
 - 三 第15条に規定する解約を行ったとき
 - 四 その他当社が不正に発券を受けたと認めた場合
3. 当社は、発行された地域クーポンについて、その理由に関わらず、換金及び返金等はい行いません。

(解約等)

- 第15条 本プランの申込者は、利用開始の前までに、当社インターネットホームページにおいて本プランを解約することができます。
2. 前項に基づく解約が行われない場合であっても、周遊通行を行わなかった場合(第13条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます)は当該各号に定める解約がされたものとし、なお、この場合は申込時に遡って解約されたものとし、本プランの料金はお支払いいただきません。
3. 登録した利用期間に登録したETCカードで第8条1項に定める通行をした場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はい行いません。
4. 第6条で予約した宿泊施設等の解約を行った場合は、本プランも解約してください。本プランを解約せず高速道路を利用した場合、お客さまが意図しない請求となる場合があります。その場合、当社は請求の中止や修正等を行いません。申込者が第6条第2項の2項の場合、宿泊予約代行者が本プランを解約若しくは宿泊施設等の解約をした場合も同様とします。

(個人情報の保護)

- 第16条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。
2. 当社は、第14条に定める地域共通クーポンを本プランの申込者に提供するため、当社と連携して給付対象商品を提供する旅行事業者等に対し、必要な範囲内で、本プランの申込者の宿泊クーポンコード、周遊パスの予約番号、周遊パスの名称、周遊パスの定価代金、周遊パスの利用開始日、周遊パスの利用終了日を提供いたします。また、第11条第2項に定める料金を判定するため、当社と連携して給付対象商品を提供する法人から、必要な範囲内で宿泊施設等の予約又は申し込みに関する情報を受領します。

(免責事項)

- 第17条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。
- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
 - 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
 - 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
 - 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
 - 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

(規約の変更)

- 第18条 当社は、本規約を変更することがあります。
2. 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。

3. 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表1

株式会社ピアトゥー

別表2

利用日数	利用車種	プラン料金	お支払い実額
2日間	二輪車	3,100円	2,015円

別表3

道路名	区間
道央自動車道	虻田洞爺湖IC～岩見沢IC
札幌自動車道	小樽IC～札幌JCT
後志自動車道	余市IC～小樽JCT
道東自動車道	千歳恵庭JCT～追分町IC
日高自動車道	苫小牧東IC～沼ノ端西IC

未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例

ETCでのご利用料金は、お客さまがご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未払債務の合計額が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未払債務の合計額がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

【例】

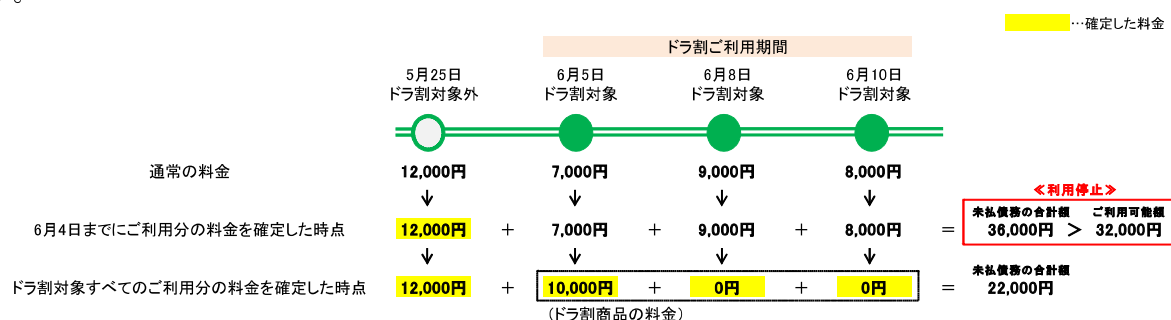
○デポジット額 40,000 円

○ご利用可能額 32,000 円

○ドラ割商品の料金 10,000 円(6 日間プラン、利用期間:6/5～10) の場合

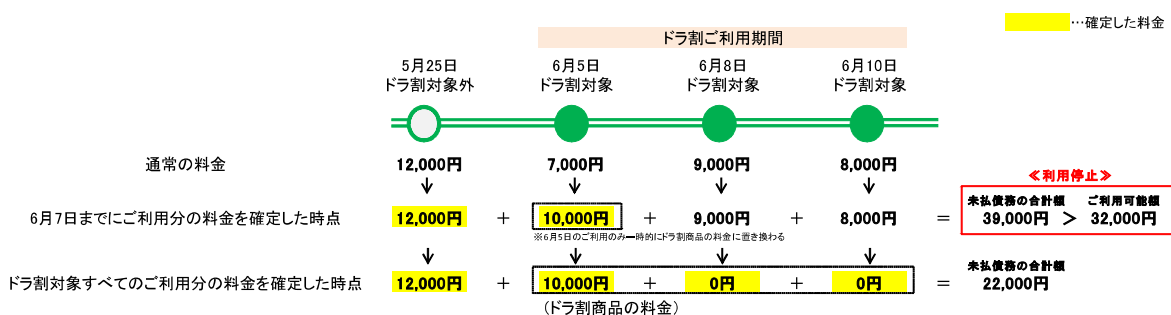
1. ドラ割商品の料金が適用される前

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、7,000 円、9,000 円、8,000 円)で計算するため 36,000 円となり、一時的にご利用可能額(32,000 円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



2. 一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、9,000 円、8,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)を合算するため 39,000 円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



プライバシー保護に関する方針

「Go To 周遊パス」(「Go To 北海道周遊パス」、「Go To 東北周遊パス」、「Go To 北東北周遊パス」、「Go To 南東北周遊パス」、「Go To 群馬・長野・新潟周遊パス」、「Go To 栃木・茨城周遊パス」、「Go To 千葉・茨城周遊パス」)及び「Go To ツーリングプラン」(「道央道・札幌道コース」、「上信越道・中央道コース」、「東北道・常磐道コースミニ」、「東北道・常磐道コースワイド」、「東関東道・館山道コース」)(以下「本商品」という。)を実施する東日本高速道路株式会社(以下「当社」という。)は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図り、お客さまからの信頼を得るために、個人情報保護に関する法律等を遵守するとともに、以下に掲げる事項を基本方針として、お客さまの個人情報保護に万全を尽くしてまいります。

(1) 管理のための措置

・当社は、情報の適切な取扱いに関する担当者教育の徹底、社内規程類やマニュアルの整備といった内部管理体制の構築及び運用並びに情報システムの安全対策を実施することにより、お客さまの情報を厳重に管理いたします。

(2) 個人情報の取得

・当社は、「本商品」をお客さまに提供するために、利用申込みにおいて、氏名、連絡先、メールアドレス、ETCカード番号、利用期間、二輪車のナンバープレート情報、宿泊クーポンコード、宿泊施設等が所在する都道府県、宿泊施設等の利用開始日及び利用終了日など、必要な個人情報を取得いたします。

(3) 個人情報の利用及び提供

・当社は、取得したお客さまに関する個人情報を次の目的以外には利用いたしません。

- ① 本商品を提供するために利用する場合
 - ② 本商品の提供に付随する業務に利用する場合
 - ③ 当社のマーケティング活動・商品開発のために利用する場合
 - ④ 本商品利用の状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成する場合
 - ⑤ 本商品のアンケート情報による利用動向の分析及びお客さまへのプレゼント送付を行う場合
- ・当社は、次の場合を除いて、お客さまの同意を得ることなくお客さまの個人情報を第三者に開示または提供することはありません。
- ① お客さまへのプレゼント送付にあたりその業務の一部を第三者へ委託する場合
 - ② 利用動向の分析にあたりその業務の一部を第三者へ委託する場合
 - ③ 法令に基づく場合等

(4) 個人情報の適正な管理

- ・当社は、本商品に関して、お客さまにより良いサービスを提供するために、個人情報を正確かつ最新のものに保つよう努力いたします。

- ・当社は、個人情報の漏えい、滅失、毀損または不正アクセス等の防止など個人情報の適切な管理のために必要な措置を行います。

(5)個人情報の処理に従事する者の責任

- ・本商品に関して、個人情報の処理を行う社員、あるいは行った社員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的で用いたりいたしません。

(6)個人情報の開示とその訂正

- ・当社は、お預かりしているお客さまの個人情報について、お客さまご自身から個人情報の開示のお申し出があったときは、本商品の業務を遂行するにあたり著しい支障を及ぼす場合または法令に違反することとなる場合を除き、遅滞なくこれをお客さまに開示いたします。

- ・当社は、個人情報の開示を受けたお客さまから、開示に係る個人情報ファイル等の訂正等のお申し出があったときは、遅滞なく調査を行い、必要に応じて措置を講じた上でその結果を当該お客さまに報告いたします。

(7)個人情報の保護管理者

- ・当社は、個人情報を適正に管理するため、個人情報の保護管理者を置きます。

- ・個人情報の保護管理者は、個人情報を適正に管理するため、各処理等に従事する社員の事務の範囲及びその責任を明確にいたします。

(8)ご意見対応

- ・当社は、個人情報の利用、提供、開示または個人情報の訂正等のお申し出に関するご意見、その他個人情報の取扱いに関するご意見に対して、適切かつ迅速な対応に努めます。

(9)

- ・「本商品」のサイト上では、お客さまの個人情報を送信していただく場合のセキュリティ確保のため、お客さまの個人情報をTLS(※Transport Layer Security: インターネット上で情報を暗号化し、通信する業界標準のセキュリティ機能)により保護します。お客さまがTLSに対応したブラウザをお使いになられることで、お客さまの個人情報を自動的に暗号化して、送受信します。万一、送信データを第三者が傍受した場合でも、内容が盗み取られたり改ざんされたりすることを防ぎます。

クッキー(Cookies)は、お客さまがサイトに再度訪問された際、より便利に当サイトを閲覧していただくためのものであり、お客さまのプライバシーを侵害するものではありません。またお客さまのコンピューターへ悪影響を及ぼすこともありません。Netscape Navigator、Microsoft Internet

Explorer といったブラウザの設定により、クッキー(Cookies)の受け取りを拒否することも可能ですが、その場合でも当サイトの閲覧に支障を来すことはありません。ブラウザの設定方法は各ソフト製造元へお問合せください。

クッキー(Cookies)とはサイトからお客様のコンピューターに送られる小容量の情報です。お客様が受取り拒否しなければコンピューターのハードディスクに保存されます。クッキー(Cookies)はお客様のコンピューターを識別することはできますが、お客様が個人情報を入力しない限りお客様自身を識別することはできません。当サイトがハッキング等の被害にあったときに限り、被害解明のためにクッキー(Cookies)を利用することがあります。